

事務連絡
令和5年5月11日

関係者 各位

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 事務局長

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等について

厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正がありました。

さくら斎場においても下記のとおりガイドラインに沿っての対応をお願いいたします。

記

1. 感染対策について

- (1) ご遺体は、適切に感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講じて、体液の漏出を防ぐ処置を行なってください。
- (2) ご遺体の状況により納体袋の使用をお願いいたします。損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用ください。
- (3) ご遺体を納棺した後は、棺の表面を清拭及び消毒してください。
- (4) ご遺体に接触した場合は、手指消毒など感染対策を実施してください。
なお、納体袋に収容されているご遺体に接触することはできません。
- (5) その他、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等については、厚生労働省の「ガイドライン令和5年4月26日 第4版」に記載されている内容に留意してください。」（<https://www.mhlw.go.jp/content/001091930.pdf>）

2. 予約について

- (1) 通常の施設利用と同様になります。
- (2) 斎場予約システムから予約をお願いします。
今後、備考欄への「コロナ」の記載は不要です。

3. 問い合わせについて

午前8時30分から午後5時までをお願いします。

電話番号 043-484-0846

※今後の状況により、内容を見直す場合があります。

以上